

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：2026 年 9 月 1 日（火）17：00～17：10

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出 席 者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他 1 名

（組合）執行委員長 1 名、副執行委員長 2 名、書記長 1 名、執行委員 2 名

4. 議 題：2027 年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出について

5. 発言内容：

（組合） 貴職におかれましては日頃から、神戸の子どもたちと教職員に対し様々なご配慮をいただき、また教育の充実のために日々ご尽力いただいておりますことに、敬意を表します。

今学校で教職員は、中央教育審議会による審議・論点整理および答申を受け文部科学省が告示する、次期新学習指導要領に向けての準備に追われる傍らで、業務改善・働き方改革の推進と実現に向けて日々奮闘しています。

個別最適化や自由進度学習など、個々に応じた学びの方法やスタイルへの変革を通して自立をめざし、主体性を育む『新しい教育』への変換が求められる一方で、コロナ禍以降増えた不登校や遅刻の常態化・増加。教室の椅子に座れず、指示が全く通らない低学年への対応など、『新たな教育課題』に対しての取り組みに、現場は超多忙化を極めています。

一人につき一台与えられたタブレット端末は、設定・故障・修理など、これまでになかった教職員の仕事と負担を生み出しました。端末を使った問題行動の指導に追われながら、「この方針のまま進んでいいのか」という声は、日に日に増えています。

学校の実態を無視し、給食をただの食事提供の場としか考えていない始業式・終業式の給食実施、懇談会に便乗してのフッ素配布などは、これまでの業務改善の取り組みに逆行するものであり即時従来の姿に戻す必要があります。

人は増やさず形だけの教科担任制やチーム担任制。小学校英語専任の大規模校への引き上げ、栄養教諭がいない学校のアレルギー対応。人的補償なき新たな取り組みは、教職員の犠牲の上に成り立っており、いつつぶれても、いつ壊れても不思議ではない危機的状況です。

給特法の改定にともない策定された「神戸市立学校園働き方改革推進プラン 2.0」には、『教職員一人ひとりが、子どもと向き合う時間に喜びを感じ、仲間と支え合いながら、子どもたちの歩みを支えていく。その結果、子どもたちの成長、子どもや保護者からの信頼を感じられる—そんな日々の積み重ねが、「先生でよかった」「学校で働いてよかった」と心から思える働き方につながります。』とあります。また、『「働きやすさ」「働きがい」「ワークライフ balan

ス」「心身の健康」の4つを重視しています。』とも記されています。私たち全教神戸市教職員組合も立場こそ違いますが、同プランが謳っておられる理想に関して、共感できる部分も少なくありません。

そこでその実現に向けて私たちは、定期大会などの機関会議や意識アンケート調査による実態把握や要求集約に加え、今年度も夏季休業中に二日間に渡る学習、意見集約の場をもち、来年度に向けての要求書をここに作成しました。

私たち現場で働く教職員の切なる声に、耳と心を傾けていただくことを強くお願いして、この要求書を今お届けします。どうぞよろしくお願いします。

(市) はじめに、皆様方におかれましては、平素から本市の教育の振興に、日々ご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

ただいま、教育環境整備・労働条件改善に関する要求書をお受けし、要求書の趣旨および現場の実情をお聞かせいただきました。ご要求の内容は多岐に渡っており、現場で直面する様々な問題や課題の多さを実感しております。

特に近年の教員不足の問題は、早急に解決しなければならない喫緊の課題であると認識しており、現状においても、年度途中の正規教員の産育休や病気休職等が増加傾向にあり、代替教員の確保が難しく、数名の不足が生じるなど、依然として厳しい状況でございます。

教育委員会事務局といたしましても、引き続き総力を挙げて、人材確保対策に取り組んでいるところです。

また、人材確保対策と同時に、教職員がいきいきと働くことのできる環境の構築に向けて、勤務時間外在校等時間の削減だけではなく、働きがい・働きやすさの観点も含めた教育全体の「質」の向上にも取り組んでまいります。昨年度から、学校園主体の取組を支援する「働き方改革トライアル事業」を開始したところでありますが、今年の3月には、教職員の働き方改革をより推進していくために「神戸市立学校園 働き方改革推進プラン_2.0」を新たに策定いたしました。今後も学校園と事務局が一体となり、教職員が安心して教育に専念できる環境づくりを進め、“学校で働いていて良かった”と心から思える働き方に繋がるよう、着実に改革を進めてまいります。

昨年度においては、給特法の大幅な改正が行われたことにより、様々な給与や手当関係に関する改正を行いました。併せて、夏季作業手当の創設や、期末勤勉手当への職場応援加算制度の創設、今年度においては、中学校の部活動の地域移行、いわゆるコベカツに関する特殊勤務手当の創設に加え、通勤手当の有料道路利用については、教員だけではなく、事務職員等へも対象職種の拡大を行いました。

一方で、私ども地方公務員の給与については、非常に厳しい目が向けられており、加えて、各種制度について、国からの指導も強くなってきております。

また、本市の財政状況については、長引く物価高騰などにより、市民の暮らしや事業者の経営環境に対する支援をはじめ、光熱費の高騰や公共事業費の増加など、追加の財政需要が生じており、一層厳しくなることが見込まれております。このような中でも、強い財政基盤を確立させることが重要であり、今後の財政運営にあたっては引き続き、危機感を持って臨む必要があります。こうした状況を勘案する必要はございますが、勤務労働条件に関する事項については、皆様方と協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、本日いただきましたご要望につきましては、ただいまお受けしたところであり、個々の内容についてお答えできる状況ではございませんが、従来どおり誠意を持って検討させていただきたいと思っております。

皆様方とともに創意工夫をこらし、お互いによく話をして理解を深めながら、一つでも多くの課題を解決していきたいと考えておりますので、引き続きのご理解ご協力をお願いいたします。